

ご投資家の皆様へ

2014年9月1日

DIAM アセットマネジメント株式会社

DIAM新興企業日本株ファンド お買付け申込受付の再開について

平素は、弊社の投資信託に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社が運用する「DIAM新興企業日本株ファンド」(以下、当ファンド)につきまして、2013年9月18日(水)よりお買付け申込受付を一時停止させていただいておりましたが、2014年9月4日(木)よりお買付け申込受付を再開いたしますのでご案内申し上げます。

なお、市場動向や運用資産額の状況等によりましては、当ファンドの目的・性格等を維持するため、再びお買付申込受付を停止させていただく場合もございますので、何卒ご理解賜りますようお願いいたします。

今後とも弊社および当ファンドをご愛顧くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上

DIAM新興企業日本株ファンド

追加型投信/国内/株式

【商品の特色】(くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)

信託財産の成長を図ることを目的として、積極的な運用を行います。

主として、今後値上がりが見込める国内の“新興企業”に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目的として、積極的な運用を行います。

- ・当ファンドにおいて“新興企業”()とは、優れた経営者のもとで新しいビジネスモデルや経営戦略を果敢に実行し付加価値の高い新商品を積極的に市場に投入するなどして、企業価値を増大させている(または今後増大が見込める)とDIAMが考える企業をさします。

一般に言う新興企業の定義とは異なります。また、新興市場の上場銘柄に限定されるものではありません。

トップダウンアプローチも活用し、相場局面を考慮した業種・銘柄選択とその投資比率の決定を行います。

年1回の決算日において、収益分配を行うことをめざします。

- ・年1回の決算日(毎年5月15日(休業日の場合は翌営業日))において、基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

【ファンドの投資リスク】(くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)

当ファンドの基準価額は、ファンドに組入れられる有価証券の値動き等により影響を受けますが、運用による損益は全て投資者の皆さまに帰属します。したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、下記の変動要因により基準価額が下落し、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

なお、基準価額の変動要因は、下記に限定されるものではありません。その他の留意点など、くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

- | | |
|----------------|--|
| 株価変動リスク..... | 当ファンドは株式に投資をしますので、株式市場の変動により基準価額が上下します。また、中小型株式等にも投資をしますので、基準価額が大きく下がる場合があります。 |
| 集中投資リスク..... | 当ファンドは、一銘柄当たりの組入比率が高くなる場合があります。より多数の銘柄に分散投資した場合に比べて基準価額の変動が大きくなる可能性があります。 |
| 個別銘柄選択リスク..... | 当ファンドは、個別銘柄の選択による投資を行いますので、株式市場全体の動向から乖離することがあり、株式市場が上昇する場合でも当ファンドの基準価額は下がる場合があります。 |
| 流動性リスク..... | 当ファンドにおいて有価証券等を売却または取得する際に、市場規模、取引量、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなる場合があります。また、基準価額に影響をおよぼす可能性があります。 |
| 信用リスク..... | 当ファンドが投資する株式の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には、株式の価格が下落したりその価値がなくなることがあり、基準価額が下がる要因となります。 |

当ファンドへの投資に伴う主な費用は購入時手数料、信託報酬などです。

費用の詳細につきましては、当資料中の「お客様にご負担いただく費用について」および投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

【お申込みメモ】(くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)

購入単位	各販売会社が定める単位(当初元本:1口 = 1円)
購入価額	お申込日の基準価額とします。
購入代金	お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに購入代金を販売会社に支払うものとします。
換金単位	各販売会社が定める単位
換金価額	換金のお申込日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。
換金代金	原則として換金のお申込日より起算して5営業日目から支払います。
申込締切時間	原則として販売会社の毎営業日の午後3時までとします。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。
信託期間	2023年5月15日までです。(設定日:2013年5月21日)
繰上償還	次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了する場合があります。 受益者のために有利であると認める場合。 受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合。 やむを得ない事情が発生した場合。
決算日	原則として毎年5月15日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回、毎決算日に収益分配方針に基づき、収益分配を行います。 「分配金受取コース」の場合、決算日から起算して原則として5営業日までにお支払いを開始します。 「分配金自動けいぞく投資コース」の場合、税引後、無手数料で自動的に全額が再投資されます。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 原則として、分配時の普通分配金ならびに換金時の値上がり益および償還時の償還差益に対して課税されます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」の適用対象です。(2014年1月1日以降) 税法が改正された場合等には、上記内容が変更となることがあります。

【お客様にご負担いただく費用について】(くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)

<p>以下の手数料等の合計額等については、保有期間などに応じて異なりますので、表示することができません。 詳細については、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。 税法が改正された場合等には、税込手数料等が変更となることがあります。</p>	
購入時	
購入時手数料	購入価額に3.24%(税抜3.00%)を上限として各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。 くわしくは販売会社にお問い合わせください。
換金時	
換金手数料	ありません。
信託財産留保額	換金申込日の基準価額に0.3%を乗じて得た額とします。
保有期間中(信託財産から間接的にご負担いただきます。)	
運用管理費用(信託報酬)	信託財産の純資産総額に対して年率1.7064%(税抜1.58%) を日々ご負担いただきます。
その他費用・手数料	組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託事務の諸費用、監査費用等が信託財産から支払われます。(その他費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。)

【分配金に関する留意事項】

- ・ 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。))を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・ 受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことで、受益者毎に異なります。
- ・ 分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することとなります。

【当資料のお取扱いについてのご注意】

- ・ 当資料は、DIAMアセットマネジメント株式会社が作成した販売用資料です。
- ・ 当ファンドのお申込に際しては、販売会社からお渡しする投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認の上、ご自身でご判断ください。
- ・ 当ファンドは、株式等の値動きのある有価証券に投資をしますため、市場環境、組入有価証券の発行者に係る信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、購入金額について元本保証及び利回り保証のいずれもありません。
- ・ 当資料における内容は作成時点(2014年8月28日)のものであり、今後予告なく変更される場合があります。
- ・ 投資信託は
 1. 預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構及び保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
 2. 購入金額については元本保証及び利回り保証のいずれもありません。
 3. 投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。

弊社ホームページにて当ファンドに関する情報をご提供させていただいております。
ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

DIAMホームページ <http://www.diam.co.jp/>

DIAMコールセンター 0120-506-860

(受付時間:午前9時~午後5時。除く土、日、祝祭日。)

委託会社およびファンドの関係法人

<委託会社> DIAMアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第324号

加入協会:一般社団法人投資信託協会 / 一般社団法人日本投資顧問業協会

<受託会社> みずほ信託銀行株式会社

<販売会社> 株式会社イオン銀行

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第633号

加入協会:日本証券業協会